

## ◆令和6年度の介護保険料と保険料段階◆

■国の基準に合わせて所得段階を13段階とし保険料を設定しています。

■第1号被保険者の所得段階別保険料(第1段階～第3段階に対して公費による負担軽減が行われています。)

所得段階	対象となる方		保険料 (基準額×料率)	
			料率	年額
第1段階	○生活保護受給者の方 ○世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者の方 ○本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方		0.285	22,914円
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が	80万円超 120万円以下の方	0.485	38,994円
第3段階		120万円超の方	0.685	55,074円
第4段階	同一世帯で町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が	80万円以下の方	0.900	72,360円
第5段階 (基準額)		80万円超の方	1.000	80,400円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額(※)が	120万円未満の方	1.200	96,480円
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	1.300	104,520円
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	1.500	120,600円
第9段階		320万円以上 420万円未満の方	1.700	136,680円
第10段階		420万円以上 520万円未満の方	1.900	152,760円
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	2.100	168,840円
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	2.300	184,920円
第13段階		720万円以上の方	2.400	192,960円

※合計所得金額について

- ・第1段階から第5段階については、年金収入に係る所得を控除した額。
- ・土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。

- ✓ 世帯の状況は原則として4月1日(年度途中で資格取得(65歳到達等)した時は資格取得日)時点の住民登録により判断します。
- ✓ 年度途中で第1号被保険者の資格を取得または喪失した場合は、被保険者期間(月単位)に応じて介護保険料を計算します。